

教 育 経 済 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成29年11月30日(木曜日)
午後1時29分～午後2時28分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 秋 枝 秀 稔 委 員 長 杉 山 武 志 副 委 員 長
徳 並 伍 朗 委 員 秋 山 哲 朗 委 員
下 井 克 己 委 員 岩 本 明 央 委 員
岡 山 隆 委 員 荒 山 光 広 議 長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
綿 谷 敦 朗 議 会 事 務 局 長 大 塚 享 議 会 事 務 局 長 補 佐
篠 田 真 理 議 会 事 務 局 主 任
6. 説明のため出席した者の職氏名
篠 田 洋 司 副 市 長 岡 崎 堅 次 教 育 長
石 田 淳 司 市 長 公 室 長 志 賀 雅 彦 建 設 農 林 部 長
金 子 彰 教 育 委 員 会 事 務 局 長 西 田 良 平 総 合 観 光 部 長
末 岡 竜 夫 観 光 商 工 部 次 長 荒 川 逸 男 観 光 総 務 課 長
西 村 明 久 生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 推 進 課 長 市 村 祥 二 農 林 課 長
7. 会議の次第は次のとおりである。

午後1時29分開会

○委員長（秋枝秀稔君） ただいまより、教育経済委員会を開会いたします。

議長、報告事項等がございましたらお願いいたします。

○議長（荒山光広君） ありません。

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、これより審査を始めます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案4件につきまして、審査いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

最初に、議案第89号美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より、説明を求めます。荒川観光総務課長。

○観光総務課長（荒川逸男君） それでは、議案第89号平成29年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。補正予算書89-8、89-9をお開きください。

最初に歳入でございますが、6款繰越金・1項繰越金・1目繰越金であります。補正額1億5,243万8,000円を増額補正するものであります。

このたびの補正は、今年9月議会で認定いただきました、平成28年度決算剰余金を前年度繰越金に計上いたすものでございます。

続きまして、歳出でございますが、次ページの89-10、89-11をお開きください。

1款観光総務費・1項総務管理費・1目一般管理費におきましては、001一般職員人件費153万7,000円を減額するものでございます。

また、002一般管理費の観光事業運営基金元本積立金に1億5,000万円を、公課費に184万円を増額するものであります。

次に、1款観光総務費・2項業務管理費・3目養鱒場業務費におきましては、20,000円を減額するものでございます。

次に、2款観光振興費・1項振興管理費・1目一般管理費におきましては、204万円の減額をするものでございます。

以上によりまして、人件費補正額の合計額は359万7,000円の減額、また、一般管理費補正額の合計額は1億5,184万円の増額となり、差引合わせまして、歳出が1億4,824万3,000円の増額となります。

これによりまして、冒頭に申し上げました歳入の1億5,243万8,000円か

ら、歳出の1億4,824万3,000円を差し引いた419万5,000円が増額となります。

これにつきましては、89-12、89-13をお開きください。

4款予備費・1項予備費・1目予備費に増額補正として、これを調整して上げるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 説明がありましたけれども、28年度、前年度繰越金が1億5,243万8,000ということで、そのうちの1億5,000万円を観光事業運営基金元本積立ということで、積み立てされたということで、非常に観光事業特別会計が健全になってきたなと思っております。平成20年合併当初は15億6,000万観光事業におきましては、赤字ということで、非常に危惧された方もたくさんおられたんじゃないかと思っております。

それで、27年度は繰上充用で8,116万3,000ということで、ここまで27年度は削減されて、いよいよ28年度では繰上充用がゼロになってきて、それを28年度では1億5,000万今年度上げてきたということは、本当に市の皆さんの執行部並びに皆様方の尽力、努力があったものと感じております。

それで、28年度のこの観光入洞者が58万8,753人ということでありまして、入洞者が50万人入っていただければ、繰越が1億5,000万あって、基金が1億5,000万積み立てられるな。非常に、これから一般会計が厳しい状況に突入する中であって、この観光でいかに収益を上げていくかということが、非常に美祢市民にとっては、私は希望の星になるんじゃないかと、このように思っております。

それで今後、観光、今50万、何とか、今一番厳しい時で、26年度で48万の入洞者ということがありましたけれども、少しは今、持ち返して50万にはなっていますけど、今後、積立基金というものを、観光事業特別会計に振興費とかありましようけれども、今後、私が心配なのが、これを一般会計に入れて過去、秋芳町時代に人件費のために投入したという経緯がありました。今はそういった状況ではありませんけど、今後、公共建築物など、そういったところに普通会計にあげて、特会の基金が投入されるということに関しては危惧しておりますけれども、いずれにしても、観光は

観光として、この基金というのを私は直接に50万下がらないように、入洞者がこれ以上下がらないような対応というものが、私は非常に重要と思っておりますので、今後、本当に気合を入れていかないと50万を下ってしまう可能性もある。そういった面では、投資的な経費として基金をどう今後使っていくか、活用していくか、この辺についての考え方があるかどうか、この辺について、まず、お尋ねしたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 西田総合観光部長。

○総合観光部長（西田良平君） ただいまの質問にお答えをいたします。

委員がおっしゃられましたとおり、昨年度より1億円、そして今回1億5,000万というものを翌年、前年度より繰り越して基金へ積み立てるということができることとなっております。

これにつきましては、やっぱり洞収入というところが、一番根源にあるということでございまして、この50万にという数をさらにふやしていく観光施策であったり、事業であったり、そういったようなことが、常に前向きに考えながら実施していかなくてはならないというふうに考えているところでございます。

一方、基金の積み立てを今後いかに考えるか、また、一般会計への繰り出しについてということでございまして。

まず、言えますのが、秋吉台地域におきまして、施設の老朽化、設備の老朽化、こういったようなところが非常に危惧されておるところでございまして、予定といたしましては来年度、秋吉台地域の景観、設備に関する総合的な整備計画を立てまして順次整備をしていくというふうに考えております。

それに伴うハード整備の資金と言いますか、建設費等もかなりかかってくるところもございまして、そこが計画によって優先順位を付けながら、随時、年次的な計画による整備を進めていきたいというふうに思っております。

また、一方でこの観光特会の収入というのは、言ってみれば、委員も言われましたが、まさに税収以外の、美祢市ならではの収入源ということになります。これを一般会計のほうも大変厳しい状況にある中で、そちらのほうにも、やはりある一定の部分は繰り出していけるような、洞収入を得ていかなくてはならないというふうに考えております。

これは、先のことになりますので、一般会計への繰り出しをするという断言はでき

るものではありませんけど、秋吉台地域を整備するとともに、一般会計への繰り出しということも視野に入れていかななくてはならないと考えております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 特会の基金を、今後、一般会計に入れ込んでいく、この辺についてはしっかりと、市民の皆様にも明確に説明ができるようなかたちで私はしていかななくてはならない、過去の失敗を、同じことを繰り返しては、私は角度が違うかたちで、多分出てくると思っていますので、これは市民の皆さんには、納得するようなかたちで私は対応が必要ではないかと思っております。

それで、特会は特会できちんと生かしていくということで、投資的経費を入れながら観光客がマンネリ化しないように、何とか50万以下にならないように入洞者数をふやしていく。それにはやっぱり、例の東京ディズニーランドが、常におもてなしを重視しながら、また、同時にさまざまなイベント、また、企画をどんどん進めて行って、リピーターが繰り返して来て、何とか収益を上げていく。そういったことで秋芳洞においても投資的な費用というのは、入れ込んでいかななくてはいけないと思っております。

それを、今後計画されるということで、もう少し県内も県外の方も、何を秋芳洞に求めているかということも、もう少し精査しながら、企画をさらに取り組んでいきたいなとこのように思っております。

今回の一般質問で9カ国語の看板を設置する、これはおもてなしのほうですね、そういったことも9カ国とは言わないでも、主な5カ国くらいの看板とか、ちょっと変わったなというところのもの、これは経費はそんなにかかりませんので、こういったところを身近にきちっと整備しておくということも、私は重要ではないかと思っております。大きな建物をつくるということも大事かも知れませんが、観光客を呼ぶためには身近な足元をしっかりと進めていくことは、重要と思っておりますけれども、この辺についてはどのようなお考えでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 西田総合観光部長。

○総合観光部長（西田良平君） 岡山委員の再質問にお答えします。

まず冒頭、一般会計への繰り出しということであれば、市民の方への説明等もしっかりとやることということで、この辺はそのようなかたちで努めていきたいと考えて

おります。

それから、資源となるものが入洞者数、入洞料の増でございます。それには委員が言われたように、リピーターをふやすということが一つ大きなポイントではなかろうかと考えております。これにつきましては、やはり秋芳洞のよさ、景観以外の部分で、例えば、スポーツであったりとか食であったり、そういったような多方面にわたるようなイベントであったり、そういう仕組みづくりということが、観光振興策の中では重要であろうと考えております。

それから、最後にある程度やりやすい部分としての看板等の設置を速やかにという御意見でございます。これにつきましては、徳並議員の一般質問の時にもお答えさせていただいたんですが、今年度から早速、不要であろうと思われる看板等につきましては、まずは、撤去を優先にやっていくということで、今年度から早速取りかかることとしております。

それ以降につきましては、できるものは計画をつくりながらでも、明らかにここには必要だと思われる看板等につきましては、速やかな改修等も行っていき、全体的なランドデザインとして、ここにこういう看板が必要であろうというところが計画の中でランドデザインとして策定された時には、そういったような看板を年次計画の中で設置していくというふうに考えております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。今後10年間、市の職員もさまざまなイベントで、土日を返上して、ボランティアで頑張ってくられた。その結果としてここまでの収益が確保できたとは私は承知はしていると思っております。そういった努力があったればこそ、職員の適正化というものをですね、英断してされてたと。そういうところも見せながらやっていくということは、なかなかできないんですけど、そうして現在までできたということ、私は感じております。

それで何とか今、部長が言われましたけど、入洞者数——いろいろ、あぶくま洞とか洞がたくさん、秋芳洞と同じようなかたちで全部で10くらい観光地があると思いますが、そういったところで観光客がふえている、なぜ、そういった所がふえてきているのかということも精査しながら、秋芳洞で取り入れられるものがあれば、同じカテゴリーの中の同業者がどんどん進化している、そういった振興策をとっているよ

うなところも参考にしながら、しっかりと進めていくことが入洞者数を50万切らない、50万以上になっていくような、これをふやしていくようなかたちにつながってくると考えておりますので、どうか総合観光部の皆さん、さらなる御尽力のほどお願い申し上げます、私の質疑を終わります。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、これより議案第89号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号美祢市鳳鳴地域交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。西村生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（西村明久君） それでは、議案第103号美祢市鳳鳴地域交流センターの指定管理者の指定について御説明をいたします。議案は103-1ページ、資料につきましては、参考資料の12ページから14ページに指定管理者となる団体の概要、及び指定管理者候補者の選定経緯として資料をお示ししております。

この施設につきましては、現在、「鳳鳴やまさと会」を指定管理者として指定しておりますが、平成30年3月31日をもって指定期間が満了となります。

この施設につきましては、平成24年3月に廃校となりました鳳鳴小学校を地域コミュニティ活動を促進するとともに、地域の文化、教育及び芸術の振興を図り、もって市の活性化に寄与することを目的といたしまして、平成27年4月に「美祢市鳳鳴地域交流センター」として供用を開始した施設でございます。

この施設におきましては、平成24年度に地域住民により立ち上げられ、地域活動を行ってこられました鳳鳴やまさと会に、平成27年度から指定管理者として指定し、現在に至っているところであります。

以上のことから、当施設の管理を目的に設置された団体であること、また、供用開始当初から培われた管理運営のノウハウがあることから、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項の規定を適用いたしまして、非公募の選定方法により資料13ページの指定審査会の選定結果を踏まえ、鳳鳴やまさと会を指定管理者候補者として選定したところでございます。

なお、指定の期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までとしております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、ちょっと一つ二つ質問したいと思います。鳳鳴地域の交流センターの指定管理につきましては、3年の期間となっております。鳳鳴地域の交流センターにおきましては、地元で御尽力されておまして、昨年ですか、絵画展とかかれて、非常に多くの方が展示場を見られまして、たくさんの方が交流センターに来られていたなと感じております。そこで有料でしたけど、コーヒーも出されましたけど、私も飲まさせていただいて、ゆっくりと絵画展を楽しんだところでございます。

それで、非常に旧鳳鳴小学校は校舎も古くて雨漏りがするとか、いろいろそういった経費がかかるからということで要望等も私はあったのではないかと考えています。

それで、地域の皆さんが頑張って、地域を元気にするための鳳鳴地域交流センターですので、一般的には建設課における市営住宅については、予算が補修費として年間なんぼって宛てがわれておりますけれども、こういった指定管理の鳳鳴地域交流センターの施設についての補修費などの修理費とかは、予算として計上しているかどうか、それはあくまでも、地元からそういった「ぜひとも補修していただきたい」、その要望が出てから検証してされるのかどうか、この辺についてよくわかりませんので、説明をしていただければいいかなと考えております。よろしく申し上げます

○委員長（秋枝秀稔君） 西村生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（西村明久君） 施設の補修等ということで、費用のことであろうと思いますが、リスク分担として平成27年から29年度まで、それ以降につきましてもリスク分担を考えておまして、5万円未満の修繕については指定管理

料の中で、それを超えた場合は、こちらのほうで、生涯学習スポーツ推進課で予算化をして修理を行うということになっております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。指定管理料がありますから5万未満は地元でということによくわかりますけど、問題は大きく崩れて100万とか、そういう金額が大きくなった場合は、どのような判断をされているのか。この点について最後お伺いします。

○委員長（秋枝秀稔君） 西村生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（西村明久君） 大きな修理等を伴うものにつきましては、まずは、そこを利用される方の安全、そういったものを確保しなくてはいけないということがあると思いますので、そういったことが出てきましたら、予算措置をさせていただきますまして、議会のほうにもお諮りをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） その他、質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、これより議案第103号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。市村農林課長。

○農林課長（市村祥二君） それでは、議案第105号美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の選定について、御説明いたします。議案書の105-1ページ、資料につきましては、参考資料の19、20ページに指定管理者となる団体の概要及び指定管理候補者の選定経緯として、資料をお示ししております。

現在、美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理につきましては、「桂岩ふれあいセンター管理組合」を指定管理者として指定しておりますが、平成30年3月31日をもって指定期間が満了となります。

この施設は、平成3年3月に美東町立桂岩小学校と大田小学校が統合されたことにより、桂岩小学校が廃校となったことにより、地域住民の生活・生涯学習の拠点として活用し、青少年の健全育成並びに都市住民との交流を促進して産業の振興、教育文化の振興を図り、もって地域の活性化を図ることを目的といたしまして、平成7年4月に「桂岩ふれあいセンター」として供用を開始した施設でございます。

施設の管理運営は、平成7年度から平成10年度までは、旧美東町が直接管理運営を行っておりましたが、平成11年度からは地域住民に立ち上げられました、桂岩ふれあいセンター管理組合に管理運営を委託し、平成18年度から指定管理者制度が開始され、当管理組合を指定管理者として指定し、現在に至っているところであります。

以上のことから、当該施設の管理を目的に設置された団体であること、また、供用開始当初から培われた管理運営のノウハウがあることから、美祢市公の施設の指定管理者、指定手続き等に関する条例第5号第1項の規定を適用いたしまして、非公募の選定方法により資料20ページの選定審査会の選定結果を踏まえ、桂岩ふれあいセンター管理組合を、指定管理者候補者として選定したところでございます。

なお、指定の期間は平成30年4月1日から、平成35年3月31日の5年としております。よろしくお願いいたします。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はありませんか。岩本委員。

○委員（岩本明央君） ここは私、中学校のクラス会で一泊二日で、この施設を使ったことがあります。人気がありまして、私も大変いいなと思っておりました。

最近聞いたんですが、利用者がだんだん減ってきているように聞いております。私としたら、いいという印象が残っているんですが、多少そういう何か、減ってきている原因というか、今後、どのような方策でふやしていくまでは別にしましても、そういうふうなお考えがあるかどうかお尋ねいたします。

○委員長（秋枝秀稔君） 市村農林課長。

○農林課長（市村祥二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

前回の指定管理期間でありました間は、役員さん等が高齢ということで、なかなか

運営が進んでおりませんでした。今回、役員の変更がございまして、Uターンされた方、あるいは退職された方、若い役員の方が中心となって運営をされる計画となっています。

昨年まで何年間かは、小学校の児童を対象とした活動を予定されておったところですが、学校の登校日と重なりまして、イベントが中止されたという経緯がございまして、今後はその辺の日程を調整いたしまして、引き続きイベントを開催したいということでございます。

なお、新たに桂岩地区にございます農業法人との連携等を計画されておまして、地域の特色を生かした体験イベント、あるいは、高齢者等に参加いただきまして、地域で培われた知恵と技の体験というイベント、従来ないイベントを新たに盛り込むということで計画されておりますので、利用の増につながるものと期待しております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） 私が次に質問しようかなと思っていたことは、先に答弁がありました。

聞きますと、警察のOBとかUターン組とか、特に、あそこは農業法人さんが大変若い方もおられまして、特にこの2、3年は法人の方が熱心に来ておられます。うちの集落にも来ていただきまして、農業法人さんが活躍をしておられます。

そういうことで、今の答弁にありましたように期待が持てます、持てると感じましたので頑張ってくださいますようお願いいたします。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） その他、質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、これより議案第105号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案の

とおり可決されました。

次に、議案第106号美祢市秋芳名水特産品直売所及び美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。荒川観光総務課長。

○観光総務課長（荒川逸男君） それでは、議案第106号美祢市秋芳名水特産品直売所及び美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

資料につきましては、参考資料21ページから24ページに、施設の概要、指定管理者候補団体の概要及び指定期間、指定管理者候補者の選定の経緯、事業計画等をお示しいたしております。

現在、秋芳名水特産品直売所及び秋芳名水ふれあい広場の指定管理につきましては、堅田地区を指定管理者に指定しておりますが、平成30年3月31日をもって指定管理期間が満了します。

秋芳名水ふれあい広場につきましては、別府弁天池及び市養鱒場並びに特産品直売所等へ隣接し、それらを利用する観光客用駐車場としての機能及び地域住民福祉の広場として利用され、堅田地区は平成3年6月から業務の委託を受け、平成18年9月1日から指定管理者として管理し現在に至っております。

秋芳名水特産品直売所につきましては、地域の活性化を目的として地元有志が集まり、テントによる特産品販売を原点とし、その後、地産地消、地域農業の活性化、地域コミュニティの醸成を目的に当該施設を設置しております。

施設の管理運営は、ふれあい広場と同様、平成3年6月より堅田地区が業務委託を請け負っており、平成18年9月1日からは、指定管理者として現在に至っております。堅田地区につきましては、弁天池流域に位置する水上、前水上、流田、桧皮の4集落で構成されております。

以上のことにより、当該施設の設置経緯に固有の事情があること、また、地元地域団体が管理することにより、地域の魅力を十分に発揮できる管理体制がとれることから、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続きに関する条例第5条第1項の規定を適用いたしまして、審査会の決定を経て、公募によらず、指定管理者候補者を堅田地区に選定したところであります。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求

めるものでございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） よろしいですか。それでは、質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、これより議案第106号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

以上を持ちまして、本会議で本委員会に付託されました議案4件につきましての審査を終了いたしました。

その他所管事項につきまして、委員の皆様から何かございましたら、御発言をお願いいたします。はい、徳並委員。

○委員（徳並伍朗君） せっかく観光商工部長、あるいは教育長がいらっしゃいますので話をしてみたいと思います。

この前、岩国で看板が倒れて、大人の方が足をけがされているということが、テレビで放映がありました。最近ですけれど……。それで岩国市は早急に3,600カ所くらいの看板を全部点検して、危ない所を15カ所くらい除けたとかいうことであったと思います。

こういうふうにして、地域のセンターを指定管理するのはいいわけであるとは思いますが、特にそういうものに気を付けていただきたいと思いますが、その地域は青少年の健全育成であったということでもありますから、小さい子供が行くんだらう、よちよち歩きの子供から行くんだらうと思いますが、100キロくらいの看板が体の上に倒れたら、命に影響を及ぼすんじゃないかと思えますから、ぜひともそういう看板について、もう一度、例えば観光地の看板だけでなく、保育園だとか幼稚園だとか小学校だとか、もう一度よく点検をしていただきたいと思っております。

また、小学校、中学校においてもよく使用禁止という看板が、遊具に使用禁止の間が長いんですね。使用禁止ならすぐ除ければいいんですけど、子供とか日曜日だとか

に、地域の子供たちが遊びに来るんじゃないかなというふうに思っておりますんで、ぜひ、そういうものについては即、遊具等についても外して、子どもは危ない事をするのが好きなので、特に、そういうものに気を付けていただきたいということをお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 意見ということで。何か発言がありましたら……。岡崎教育長。

○教育長（岡崎賢次君） 徳並委員の御意見にお答えしたいと思います。

子供たちの安全・安心というのが第一にあるわけでありまして。委員の御指摘のように各学校に使用禁止になっている遊具があるのは把握しております。できるだけ早く撤去ないし、改修を図っていきたいと思っておりますが、予算的なこともありますので、優先順位を付けながら御指摘があるように、危険な遊具については取り除いていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） その他委員の皆様から……。はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） 言いにくいことを2点お尋ねをいたします。

1点は9月の定例会の時も申し上げましたけど、美祢土木へ対しての要望、いま宇部土木事務所美祢出張所ですか、組織が小さくなったようですが、大分前に私が要望を2点ほど出しまして、関係する方が5名、2点のうち合わせてそのくらい関係者がいらっしゃるんですが、9月の時は会議をやって返事をしようというような御答弁があったように思っております。これは、土木建築関係のほうですが、その後どのような会議が開かれ、私が要望したことはどのようになっているか、御返事をお願いしたいと思っております。

○委員長（秋枝秀稔君） 暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

.....

午後2時15分再開

○委員長（秋枝秀稔君） それでは休憩を閉じ会議を再開いたします。

本件につきましては、議会事務局から回答いたします。綿谷事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） ただいまの件でございます。

要望書のほうは県の方に提出しております。例年ですと協議会を開きまして、その場で県のほうからも説明を受けることになるわけでありますが、今現在、日程調整がうまくいっておりません。と申しますのも県の会計検査が入ったり、そういった事がありまして、日程調整がうまくいっていない状況にあります。

できるだけ早くこの協議会を開くようには努力してまいります。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） 私も2年間、この委員長を仰せつかりまして、この時代は土木の所長さんを始め、課長さんも出られまして、また我々委員長、副委員長、委員、それから県会議員の森中先生もその席に同席されておられました。

前もって要望書をたしか提出されておったと思いますが、その席でこれはできませんとか、これは年次的にやっていきますとか、これはやりますとかちゅうことの大体の大筋の話も当日はあったように覚えております。

私の記憶では、7月の後半か、8月頃にあったように覚えております。そういういきさつを2回委員長の時に経験しておりますので、形式的になって委員のほうに要望書出せえや、はい、出しました、それ以降9月には会議を行っていない、12月も会議を行っていないという、何かいら立ちを覚えますが、この辺はどうなんでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 綿谷事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 岩本委員の言われることはごもっともであります、これ、三者協議になっております。なかなか日程調整に手間取っているというのが現実でございます。

できるだけ早急に開きたいとは思いますが、三者の日程が合うというのが今本当に苦勞しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） その他、委員さんより発言がありましたらお願いいたします。岩本委員。

○委員（岩本明央君） それでは、いまいちですが、別の事で質問をいたします。

先般、公の場で農林業に対しての意見がありました。その中に牛肉の件と栗の件とゴボウの件と三つありまして、肉の件につきましては、志賀部長さんが迅速に対応をされまして、あくる日の議会で答弁をされました。私も納得したんですが、そのほか

に栗については、私親しい人がいなかったのので、ゴボウや肉の件につきましては、2件ほどテレビを見られていた方で、うちのほうに電話がありました。

ゴボウについても詳しく親しい人に説明を受けましたけれども、できれば志賀部長さんが対応されたように、ゴボウや栗の件も迅速に対応しないと市民の方は非常に、関係者は非常に御立腹がありました。ある人は名誉棄損だとか、営業妨害じゃないかとか言われて、そこまで私はよう考えんからちゅうことでありましたけれども、この辺はこれからどのような対応をされる考えでしょうか。

もっと具体的なことは言わんほうがえかろう。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） 9月議会における一般質問の中のお話だと思いますが、その時に栗、ゴボウについては、栗については厚保栗生産部会さんが生産されているものを厚保栗と言っておりますということと、ゴボウにつきましては、美東ごぼう生産組合が生産され販売されているものを「美東ごぼう」と称してしておりますということで、その当日に、この御回答をしたように覚えております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） 先般、センターの大ホールで農協さんの臨時総会がありました。

その時に農協の部長さんが、国の指定で「美東ごぼう」が県内で2番目に制度を活用し、認定を受けたというふうな発表をされました。その中にはゴボウ、栗、米、畜産というようなことでありましたけど、ゴボウはですね、国の制度で地域表示保護制度、俗にいうG I 認定というようなことで認定を受けたということでした。

いろいろ苦情のあったことを言ったんですが、認定のゴボウについては、G I シールを全部張って、まがいもののようなことはほとんどありえんと。

ただ言えることは、ゴボウを粉にしてお菓子とかクッキーとか、うどんとか、そういうもので入る可能性はあるがということ。もしくは、長いゴボウを3つくらいに切ってビニールの袋に入れて、道の駅なんかに出荷する場合に、そういう心配が可能性があるけど、G I シールを全部張りつけるということで、岩本さん心配をしてもらってうれしいけど、お互い気を付けようというふうに、穏やかなことを教えていただきましたけど、その辺のことももちろん御存じですよ。シールを貼ることとかG I 認証とかいう事も。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） ただいまの岩本委員の御質問ですが、委員が言われたとおり「美東ごぼう」というところで、地理的表示保護制度という俗にG Iと言いますが——の認定を国のほうから、その登録を受けております。9月に「美東ごぼう」ということで登録が認められております。

その報告に、9月には美東ごぼう生産組合から市長のほうに報告もありましたし、現在、「美東ごぼう」につきましては、G Iのシールを貼られて販売していることは承知をしています。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） 確かに、さっき申し上げましたように、我々議員の発言に不十分なところがあったことを市民の方もよく見ておられます。我々議員も考えなくてはいけないことではありますが、こういう誉と言いますか、そういうことがあれば何かの機会にG I認定書、シールをとということもやっていただければ、ますます販売がふえるし、また関係者の方はうれしく思われます。よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） ただいまの岩本委員の件でございます。

これにつきましては、広報、MY Tでも放映されたところでございますし、本市のほうのフェイスブックでも積極的にPRしているところでございます。

直接の農業新聞でもG Iの効果というのが報告されているところでございます。全国的にジワリジワリ効いてきたと、販売量、また、販売単価の増につながっているという報告も、新聞記事もあったところでございますので、参考までに申し添えさせていただきます。

○委員長（秋枝秀稔君） その他、委員の皆様から何かありましたら、御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 無いようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れでございました。

午後2時28分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年11月30日

教育経済委員長